

北海道F D・S D協議会規約

平成31年4月1日
制 定

(名称)

第1条 この協議会は、北海道F D・S D協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「F D」とは、教員の資質及び能力開発に関する研修をいう。
- (2) 「S D」とは、職員の資質及び能力開発に関する研修をいう。
- (3) 「T AD」とは、学習支援に関わる学生（以下「学生」という。）の研修をいう。

(目的)

第3条 協議会は、北海道地区の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（学校教育法第132条に規定する専門課程を有するものに限る。）（以下「大学等」という。）並びに北海道地区に校地を備える当該地区以外の大学等が、情勢変化に伴って生じる課題等の解決に向け、大学等の教育改善、教職員及び学生の能力開発等の推進と発展を図るために連携し、もって、北海道地区の大学等の教育の質保証及び改善に寄与し、各大学等が掲げる教育目標の実現に資することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) F D、S D及びT ADの推進と発展に係る情報の交換及び共有に関する事。
- (2) F D、S D及びT ADプログラム等の共同開発及び共同実施に関する事。
- (3) F D、S D及びT ADを担当できる人材の育成に関する事。
- (4) 協議会が認定する教職員及び学生のための能力開発コースの企画・立案に関する事。
- (5) その他F D、S D及びT ADに関し必要な活動に関する事。

(加盟校)

第5条 北海道地区の大学等及び北海道地区に校地を備える当該地区以外の大学等であつて、協議会の目的に賛同する大学等は、協議会の加盟校となることができる。

- 2 協議会へ入会し、又は協議会から退会しようとするときは、協議会に届け出なければならない。
- 3 協議会は、前項に定める入会の届出があったときは、第9条に規定する幹事会において加盟校として承認し、総会で報告する。
- 4 加盟校は、前条に定める活動を円滑に実施するため、第8条第3項に定める代表幹事校と共同事業契約書を締結するものとする。

(会費等)

第6条 加盟校は、協議会の定めるところにより、毎年会費を納めなければならない。

- 2 会費等の取扱については、別に定める。

(総会)

第7条 協議会に、総会を置く。

- 2 総会は、加盟校をもって構成する。
- 3 総会は、原則として毎年1回開催する。
- 4 各加盟校は、当該加盟校を代表して総会に出席する者1名をあらかじめ登録しなければならない。ただし、加盟校に所属する他の者が、あらかじめ登録した者を代理し、又は総会に陪席

することができる。

5 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 会費に関すること。

(2) 年度ごとの活動方針及び活動報告に関するこ（予算、決算報告を含む）。

(3) 幹事校の選出に関するこ。

(4) 規約の改正に関するこ。

(5) その他協議会に関する重要な事項

6 前項に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

7 総会は、加盟校の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、加盟校は、総会に出席できない場合であって、審議事項があらかじめ決定しているときは、事前に意見書を提出して、出席に代えることができる。

8 総会の議事は、出席加盟校の過半数をもって決するものとする。

（代表幹事校及び幹事校）

第8条 協議会に代表幹事校及び幹事校を置く。

2 幹事校は、加盟校のうちから、総会において選出する。

3 代表幹事校は、幹事校のうちから、幹事校の互選により選出する。

4 代表幹事校は総会及び幹事会を招集し、議長校となる。

5 幹事校の任期は2年とし、再任を妨げない。

（幹事会）

第9条 協議会に幹事会を置き、代表幹事校及び幹事校をもって構成する。

2 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 代表幹事校の選出に関するこ。

(2) 協議会の活動に係る企画立案及び実施に関するこ。

(3) 協議会への入会及び退会に関するこ。

(4) 総会の議案に関するこ。

(5) 協議会の運営に関するこ。

(6) その他協議会に関する重要な事項であって、緊急に決定を要すること。

3 幹事会は、前項第6号の規定による決定をした場合には、加盟校に速やかに報告しなければならない。

4 幹事会が必要と認めたときは、幹事会に幹事校以外の大学等の出席を求め、意見等を聞くことができる。

5 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（ワーキンググループ）

第10条 幹事会に、協議会の活動を行うため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営については、幹事会で別に定める。

（会長）

第11条 協議会に会長を置く。

2 会長は、代表幹事校の副学長又はこれに相当する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

4 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（幹事長）

第12条 協議会に幹事長を置く。

2 幹事長は、代表幹事校の教員をもって充てる。

3 幹事長は、総会及び幹事会の会務を統括する。

4 幹事長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(監事)

第13条 協議会に監事を置き、代表幹事校の指名する加盟校から選出した者をもって充てる。

- 2 監事は、会計監査を実施する。
- 3 監事の任期は、2年とする。

(連携協力)

第14条 協議会は、協議会の活動に賛同する団体、コンソーシアム等と連携協力を図るものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、代表幹事校に置く。

- 2 代表幹事校は、事務局の運営にあたる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 北海道地区FD・SD推進協議会規約（平成21年10月8日制定）及び北海道地区FD・SD推進協議会会費等取扱要項（平成26年12月10日制定）は廃止する。
- 3 この規約の施行後、最初に選出される第8条第5項の幹事校、第11条第4項の会長、第12条第4項の幹事長及び第13条第3項の監事の任期は、各項の規定にかかわらず、平成31年6月30日までとする。